戸田市地域くらし応援券　取扱店募集要項

１　目的

　本事業は、コロナ禍により大きな影響を受けている事業者・市民への支援として、戸田市地域くらし応援券(以下「応援券」という。)を全市民に支給し、市内消費の活性化を図ることを目的としている。

２　応援券の概要

発行者　　戸田市

実施方法　　民間事業者への業務委託

取扱店募集　　戸田市商工会

発行総額　　約７億１千万円

発行冊数　　約１４万２千冊

※１冊　500 円×10 枚（全店共通券×6枚、中小店舗専用券×4枚）

※中小店舗とは、店舗面積1,000㎡未満の店舗をいう。（大型店舗（店舗面積1,000㎡以上）のテナントを除く。）

取扱店負担　　負担なし

利用期間　　令和３年１２月１日～令和４年３月３１日

換金受付期間　　令和４年１月４日～令和４年４月２８日

３　応援券取扱い厳守事項

（１）他店での転用及び、未使用応援券の直接換金は禁止します。

（２）応援券は物品の販売または役務の提供などの取引において利用可能です。

（３）応援券と現金の交換は禁止しています。

（４）お釣りは出さないでください。不足分は現金等で受取ってください。

（５）商品返品の際の返金はできません。

（６）お客様から応援券が提示されましたら、冊子より必要枚数を切り離して応援券のみを受取りください。

（７）応援券の対象外商品などを独自に定める場合（特売品など）は、予めお客様が認識できるよう、陳列棚、チラシ等に使用できない旨を明示してください。

（８）他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、応援券使用上限額などを定める場合（特売品など）は、あらかじめ利用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。

（９）利用期限を過ぎた応援券は受取らないでください。

利用期限：令和４ 年３ 月３１ 日

（10）応援券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者(戸田市)は責任を負いません。

４　応援券の利用対象にならないもの

(１) 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金など)

(２) 金、プラチナ、銀、有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、電子マネーへのチャージ等の換金性の高いもの

(３) 医療費・薬など保険適用されるもの

(４) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和２３年法律第１２２号。以下「風俗営業法」という。)第２条に規定する店舗等の営業に係る支払い

(５) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い

(６) 現金との交換、金融機関等への預け入れ

(７) 応援券の交換及び売買

(８) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類や仕入れ商品等

(９) 特定の宗教・政治団体とかかわるものや公序良俗に反するもの

(10) 新型コロナウイルス感染対策における、国・県・市が示している方針を遵守していない取扱店での支払い

(11) その他、この応援券の交付趣旨にそぐわないもの

５　取扱店登録にあたっての取扱店資格

戸田市内において「事業所」、「店舗等」を有する事業者であること。ただし、次に掲げるものを除く。

（１）風俗営業法第２条に規定する店舗等を行っている者

（２）特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者

（３）上記４「応援券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等

（４）戸田市の入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置を受けている者

（５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項第２号に該当する者及び、刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の３若しくは第１９８条又は私的独占の禁止及び、公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）第３条の規定による刑の容疑により、刑事訴訟法（昭和２３年法律第１３１号）第２４７条の規定に基づく公訴を提起されている者等

（６）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（７）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に関与しているとき。

（８）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

（９）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。

（10）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(11) 国・県・市が示す新型コロナウイルス感染対策の方針を遵守していない者

６　取扱店登録申請について

（１）登録方法

①戸田市共通商品券に参加している店舗(事業者)は、戸田市地域くらし応援券取扱加盟店参加意向確認書（様式第1号）を提出してください。提出がない場合は不参加とします。

②戸田市共通商品券に参加していない店舗（事業者）は、戸田市地域くらし応援券取扱加盟店申込書兼同意書(様式第２号)を戸田市商工会に提出してください。

（２）登録期間：一次募集 令和３年１０月１日～１０月２０日まで

二次募集 令和３年１０月２１日以降随時受付

※一次募集で登録された店舗については、応援券と併せて送付する店舗　一覧に掲載します。二次募集で登録された店舗については、専用ウェブサイトのみの掲載となります。

（３）登録：登録申請のあった事業所・店舗等については、戸田市での審査を経て取扱店として登録し、専用ウェブサイトに掲載します。また、店頭に掲示していただく「戸田市地域くらし応援券取扱事業者証(ポスター)」、「換金に必要な資材一式」、「取扱店用運営マニュアル」は、後日、戸田市地域くらし応援券支給業務契約事業者（以下、「委託業者」という。）から送付します。なお、「取扱店用運営マニュアル」は専用ウェブサイトにも掲示します。登録後であっても申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、登録を取り消す場合があります。

（４）登録事項に変更があったときは、速やかに戸田市商工会に届け出てください。

７　取扱店の責務等

取扱店は、次に掲げる事項を遵守または注意してください。

（１）取扱店は、利用できる店舗であることが明確になるよう、委託業者が発行する「戸田市地域くらし応援券取扱事業者証(ポスター)」を消費者にわかりやすい場所に掲示する等工夫してください。

（２）偽造等の不正が疑われる場合は、応援券の受取りを拒否し、速やかに警察へ通報していただくとともに、委託業者までご連絡お願いします。応援券については、レジ担当者や応援券を取り扱うすべての店員に周知願います。

（３）取引により応援券を受取ったときは、券裏面に「取扱店印」を押印するなど、再流出防止に努めてください。すでに取扱店印があるものは、受け取りを拒否してください。

（４）本事業に係る調査等を行う場合は、拒むことなく調査へご協力ください。

（５）本要項を遵守するとともに、委託業者からの指示に従ってください。

８　換金手続きについて

（１）以下の方法にて換金の手続きが可能です。

【換金受付期間：令和４年１月４日～令和４年４月２８日必着】

①使用済応援券及び換金申請書を換金用封筒にて委託業者にお送りください。

※大型店舗（店舗面積1,000㎡以上）等であって、使用済応援券及び換金申請書が換金用封筒に納まらない場合は、委託業者までご連絡ください。

②委託業者にて使用済応援券の確認を行い、振込金額を確定します。

③使用済応援券受付後の換金スケジュールについては、「取扱店用運営マニュアル」でご確認ください。

④換金受付期間を過ぎてからの受付には応じられませんので、必ず上記受付期間中に届くよう換金手続きをしてください。ただし、天災等避けがたい事象により、換金期間内に換金できない場合は、委託業者と戸田市で協議を行います。

（２）詳細な応援券の換金方法は、「取扱店用運営マニュアル」に掲載させていただく予定です。

（３）換金申請書と応援券の枚数が合わない場合は、委託業者から取扱店様へご連絡のうえ、応援券取扱店控え・応援券番号の確認をお願いすることがあります。換金がお済みになるまで控えは必ず保管してください。

（４）換金に係る送料、手数料等、取扱店の負担はありません。ただし、換金時に取扱店に誤りがあり、その返送等で負担が生じる場合はその限りではありません。

９　取扱店の取消等

取扱店「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。

１０　その他留意事項

その他「募集要項」に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、委託業者と戸田市が協議し、その対応を決定します。

１１　新型コロナウイルス感染症による留意事項

新型コロナウイルス感染症の影響により、大幅なスケジュールの変更や、急な事業内容の変更なども想定されます。お含み置きください。

また、参加お申込いただける店舗さまにおきましては、感染症対策の徹底を、改めてお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問合せ先】

●戸田市くらし応援券委託業者コールセンター

開設が決まりましたら、「取扱店用運営マニュアル」に掲載いたします。

※コールセンターは令和３年１２月１日～令和４年４月３０日まで開設予定です。

◎本取組に関するご意見などがございましたら、下記までご連絡ください。

●戸田市環境経済部経済戦略室

電話：048-441-1800　内線347・397

●戸田商工会

電話：048-441-2617